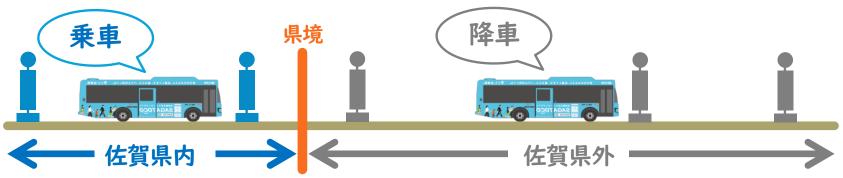
## 県外区間を利用する場合の考え方

## 佐賀県外で乗車し、佐賀県内で降車した場合



⇒別途、乗車したバス停から県境を越えてひとつ目のバス停までの運賃が必要です。

## 佐賀県内で乗車し、佐賀県外で降車した場合



⇒別途、県境の手前のバス停から降車したバス停までの運賃が必要です。